

入退会に関する細則

第1条（目的）

本細則は、定款第7条から第12条に基づき、当法人の会員の入会、退会、除名および資格喪失に関する具体的手続等を定めることを目的とする。

第2条（入会申込手続）

1. 入会希望者は、当会のウェブサイト設置された所定の入会申込フォームに必要事項を入力し、送信するものとする。ただし、やむを得ない事情によりウェブからの手続が困難な場合は、事務局に申し出のうえ、所定の入会申込書を提出することができる。

学部学生・初期研修医会員、有資格大学院生会員（国家資格保有者）、賛助会員は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、署名または記名押印のうえ、事務局に提出するものとする。

2. 入会申込書には、以下の情報を含めるものとする。

- (1) 氏名または法人名
- (2) 住所または所在地
- (3) 連絡先（電話番号、メールアドレス等）
- (4) 入会希望日
- (5) その他、理事会が必要と認める事項

3. 理事会は、申込内容を審査し、承認の可否を決定する。承認された場合は、事務局より書面または電子メールにて通知する。

第3条（会費の納入）

1. 会員は、社員総会で定められた会費を、毎年4月末日までに翌事業年度分として納入しなければならない。

2. 会費の納入方法は、銀行振込、その他当法人が指定する方法による。

3. 会費が未納の場合、事務局は督促を行い、2年以上未納が継続した場合には、定款第11条に基づき資格を喪失するものとする。

第4条（退会手続）

1. 会員が退会を希望する場合は、退会届を事務局に提出するものとする。

2. 退会届には、退会希望日および退会理由（任意）を記載する。

3. 退会は、退会届が受理された日をもって効力を生じる。

4. 退会後も、未履行の義務（未納会費等）は免除されない。

第5条（除名手続）

1. 会員が定款第10条各号に該当する場合、理事会は除名の議案を社員総会に提出することができる。
2. 除名対象者には、社員総会開催前に書面または電子メールにより通知し、弁明の機会を与えるものとする。
3. 社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により除名が決議された場合、当該会員は除名される。
4. 除名された会員には、決議結果を速やかに通知する。

第6条（資格喪失の通知）

1. 会員が定款第11条に該当し、資格を喪失した場合、事務局は速やかに本人または関係者に通知する。
2. 資格喪失に伴い、当法人に対する権利は消滅し、義務は免除される。ただし、未履行の義務は残るものとする。
3. 既納の会費および拠出品は返還しない。

第7条（再入会の手続）

1. 退会または資格喪失者は、通常の手続により再入会することができる。ただし、未履行の義務（未納の会費等）の履行を条件とする。
2. 除名された会員の再入会は、原則として認めない。ただし、除名の事由が消失または解決された場合には、理事会に申請し、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により再入会を許可することができる。

第8条（附則）

1. 本細則は、理事会の議決を経て制定され、施行日より効力を有する。
2. 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

制定日：2025年10月4日